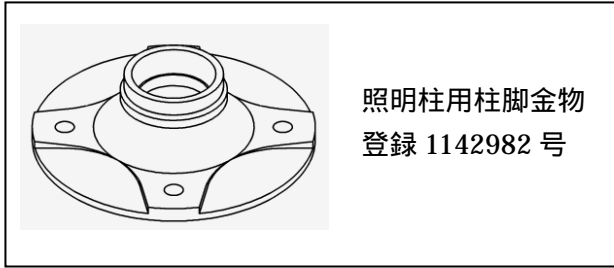


意匠分類記号	意匠分類の名称
D3 - 950	照明器具用支持具等

<b>対応する旧意匠分類</b>			移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品	
D3 - 819	全	照明ルーバー部品及び付属品	
D3 - 922	全	照明器具用支持具	
<b>参考分類・参考物品</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H2 - 4200	建物及び車両用電線据付け具		
<b>再掲載指示</b>			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
照明ルーバー用支持具	照明器具用支持アーム	照明器具用取付け金具	
照明器具用固定金具	作業用照明器具用ハンガー		
<b>定義</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具を壁、天井等に固定又は、自立して支持するもので、この分類には下位の分類に含まないものを分類する。</li> <li>・主として、壁、天井等に直接固定する基台、クリップ等の支持具の部品を分類する。</li> <li>・壁用か天井用か等、用途が特定されないものはここに分類する。</li> </ul>			
		<p>テーブルランプ用支持具 登録 1157136 号</p>	
		<p>照明器具用トランス 登録 1085438 号</p>	
		<p>電気器具の支持用 クリップ 登録 1033711 号</p>	
		<p>照明器具用取付け具の摘 み付締付けねじ 登録 1069370 号</p>	

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- ・自立させることを目的とした支持具であって、吊り下げ用鎖部やアーム部、支柱部等があるものはD3 - 951 ~ 953に分類する。
- ・街路灯・庭園灯のアーム、支柱、基台部等の構成物品についてはD3 - 4190(街路灯等部品及び付属品)、D3 - 4290(庭園灯部品)に分類する。



**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称		
テーブルランプ用支持具	照明器具用トランス	